

供託かんたん申請の御案内

— 地代・家賃＜相続人不明＞ 編 —

2023.1 岐阜地方事務局

かんたん申請とは？

供託の申請は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。オンライン申請は、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ（インターネット閲覧用ソフト）上から直接申請する方法の2通りの方法があります。ここでは、webブラウザ上から申請する「かんたん申請」について御案内します。「かんたん申請」は専用ソフトをパソコンにインストールする必要がないため、手軽にオンライン申請を行うことができます。是非、御利用を御検討ください。

おすすめの理由

法務局に出向く必要がありません！

オフィスのパソコンから供託の申請を行うことができますので、業務で忙しい中、わざわざ法務局へお越しいただく必要がありません。また、供託金の納付も金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うことができます。

申請内容を再利用することができます！

オンラインで申請した内容は、その後も再利用することができます（※）。毎月の申請ごとの面倒な書類作成に比べ、効率的で、供託の申請にかかる手間を減らすことができます。

※ 再利用できる申請内容は3か月以内のものに限ります。

平日の夜9時まで申請可能です！

かんたん申請は、年末年始を除く平日の夜9時まで利用することができますので、法務局の業務時間外でも申請が可能です。

※ 17時15分以降の申請は翌開庁日の受付となります。

「かんたん申請」は簡単です！

webブラウザを利用する「かんたん申請」は、専用ソフトをインストールする必要がなく、インターネットに接続しているパソコンがあれば、すぐに始めることができますので、誰でも、簡単に申請することができます。

供託かんたん申請手続の流れ

【申請者情報登録】

オンライン申請を利用するために必要な申請者情報を登録します。

※1

※1 初回利用時のみ



【申請情報の作成】

申請内容をインターネット上で作成し、送信します。

【封筒・切手の送付】

供託書正本送付用の封筒 ※2 を法務局へ送付します。



※2 切手貼付、宛名記載済みのもの

【受理決定通知】

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。



【供託金の納付】

インターネットバンキング又はATMを利用して供託金を納付します。 ※3



※3 ページ対応のインターネットバンキング又はATMの利用となります。

【供託書正本受領】

法務局から供託書正本が届きます。



かんたん申請の注意点



「かんたん申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、ATMやインターネットバンキングには金融機関ごとに利用限度額が設定されています。このため、納付する供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがありますので注意してください。

かんたん申請の利用可能時間

平日月曜日から金曜日まで
8時30分から21時まで

- ※ 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）は御利用いただけません。
- ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合があります。

まずは

供託ねっと



で検索!!

① 申請者情報の登録

2回目以降の御利用の方は、「② 申請情報の作成」を御覧ください。

まず、供託かんたん申請を利用するためには、事前に、「申請者情報」を登録して、「申請者ID」や「パスワード」等を設定する必要があります。

「申請者情報」の登録は、「登記・供託オンライン申請システム」サイトのトップページから行ってください。

※ 初回利用時のみ登録が必要です。

2回目以降は、登録した「申請者ID」及び「パスワード」によりログインすることができます。

インターネット検索サイトで「供託ねっと」又は「登記・供託オンライン申請システム」と検索します。

サイトのトップページへ移動し、『申請者情報登録』をクリックします。

※ 次のようなメッセージが表示される場合は、『このサイトの閲覧を続行する』を選択して先に進んでください

利用規約の確認画面が表示されますので、使用許諾書の内容を御確認いただき、御理解いただいた上で、『同意する』をクリックしてください。

申請者情報新規入力画面が表示されますので、「申請者ID」と「パスワード」を設定し、必要事項を入力してください。

なお、「申請者ID」と「パスワード」はオンライン申請システムにログインする際には、毎回、入力が必要となりますので、大切に管理してください。

必須事項を全て入力したら、画面下部の『確認(次へ)』をクリックしてください。

※ 「氏名」欄及び「連絡先・電話番号」欄に入力した情報は、供託申請時に、申請に関する連絡先として法務局へ送信されますので、供託申請の御担当者様や御担当部署の連絡先を登録してください。

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 申請者情報仮登録完了 Step4 認証情報入力 Step5 申請者情報登録完了

▼以下の内容で登録します。

申請者ID	houmu001
パスワード	***** (セキュリティのためパスワードは表示されません)
氏名	中山太郎
氏名(フリガナ)	コウヤマタロウ
郵便番号	〒123-4567
住所	甲府乙市丙町1-1-1
住所(フリガナ)	コウケンオツシヘイマチ1-1-1
職業	その他
連絡先・電話番号	12-3456-7890
連絡先・FAX番号	12-3456-7890
メールアドレス	12345@6789.ne.jp
メールの受信内容選択	☐ 全てのメールを受信 ☐ 受付のお知らせ ☐ 補正通知発行のお知らせ ☐ 法務局からのお知らせ ☐ 公文書発行のお知らせ ☐ 納付情報のお知らせ
質問(キーワード)	ペットの名前は?
答え(キーワード)	***** (セキュリティのためキーワードは表示されません)

[仮登録\(次へ\)](#)
[修正\(戻る\)](#)
[中止\(トップページへ\)](#)

申請者情報入力内容確認画面が表示されますので、入力した内容に間違いがないか確認の上、間違いがなければ『**仮登録(次へ)**』をクリックしてください。

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 申請者情報仮登録完了 Step4 認証情報入力 Step5 申請者情報登録完了

▼認証情報を発行します。

- 申請者情報を仮登録しました。以下の「発行」ボタンをクリックすると、登録したメールアドレス宛に認証情報を送付します。メール受信期限をされている方は「meij.go.jp」からのメール受信を許可してください。
- 次の「認証情報入力」画面において、メールに記載された認証情報を入力することで、申請者情報の登録が完了します。認証情報の有効期限は、「発行」ボタンをクリックしてから30分間です。30分以内に登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。
- 登記・市民オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）以内に登録を完了してください。
- ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

[発行\(次へ\)](#)
[中止\(トップページへ\)](#)

申請者情報仮登録完了画面が表示されますので、『**発行(次へ)**』をクリックしてください。

※ 申請者情報新規入力画面（Step1）の「メールアドレス」欄に入力したメールアドレス宛てに「**申請者情報登録用 認証情報のお知らせ**」メールが送付されます。

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 申請者情報仮登録完了 Step4 認証情報入力 Step5 申請者情報登録完了

※メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。

▼認証情報を入力します。

- 登録したメールアドレス宛てに送付したメール本文の認証情報（パスワードではありません。）を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
- 認証情報の入力をもって、申請者情報の登録が完了します。メールに記載されている有効期限内に申請者情報の登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。
- 登記・市民オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）以内に登録を完了してください。
- ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

認証情報

[登録\(次へ\)](#)
[中止\(トップページへ\)](#)

認証情報入力画面が表示されますので、「メールアドレス」欄に入力したメールアドレス宛てに送付された「**申請者情報登録用 認証情報のお知らせ**」メールの本文に記載された認証情報を入力し、『**登録(次へ)**』をクリックしてください。

※ **認証情報の有効期間**は申請者情報仮登録完了画面の『**発行(次へ)**』をクリックしてから**30分間**です。

※ **有効期間内に申請者情報の登録が完了しない場合、登録を最初からやり直す**必要がありますので、御注意ください。

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 申請者情報仮登録完了 Step4 認証情報入力 Step5 申請者情報登録完了

申請者情報の登録が完了しました。
申請者ID、パスワードは大切に保管してください。

続けて申請・請求を行う場合は、「ログイン画面へ」ボタンをクリックしてログインしてください。

[ログイン画面へ](#)
[戻る\(トップページへ\)](#)

申請者情報の登録が完了すると、申請者情報登録完了画面が表示されますので、『**戻る(トップページへ)**』をクリックしてください。

申請情報の入力画面の例

次ページの「② 申請情報の作成」を御覧いただき、申請情報を作成してください。

※ 賃貸借契約書をお手元に御準備いただくと作成がスムーズです。

供託書（金銭供託）地代家賃弁済			
供託所の表示		岐阜地方法務局 供託所選択	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目 1 番 1 号	
	氏名又は法人名	甲山商事株式会社	会社法人等番号（供託者） 1234 - 01 - 789012 ※資格証明書の省略について
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	代表取締役 甲山太郎	会社法人等番号（代理人） - - ※資格証明書の省略について
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目 2 番 2 号	
	氏名又は法人名	乙野次郎の相続人	
法令条項		民法第 4 9 4 条	
供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物	甲県乙市丙町一丁目 1 番地 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建居宅 1 棟 床面積 50.30 平方メートル
		賃料	月 5 0 0 0 0 円
		支払日	毎月末日まで
		支払場所	☒ 被供託者住所 ☐ 供託者住所 ☐ その他()
		供託する賃料	平成 23 年 11 月分
	供託の事由	☐ 年 月 日 提供したが受領を拒否された。 賃貸人が死亡し、その相続人の氏名・住所が不明のため ☐ 受領することができない。 ☐ 受領しないことが明らかである。 ☒ 債権者を確知できない。	
供託金額		50000 円	
☐ 供託により消滅すべき質権又は抵当権			
☐ 反対給付の内容			
☐ 送付する添付書面あり			
☐ 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。			
☒ 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。		会社法人等番号・複数入力用 複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 （複数の会社法人等番号を入力する番号には、1 番号ごとに改行してください。） ※入力方法 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入力しないでください。 （記載例）123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。	
☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ☒ 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。			
備考			
☐ 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。		補正対象申請番号 （申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）	
連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）			
氏名		甲山太郎	
連絡先電話番号		12-3456-7890	

② 申請情報の作成



トップページの『供託かんたん申請』をクリックします。



ログイン画面が表示されますので、申請者情報登録で設定した「申請者ID」と「パスワード」を入力し、『ログイン』をクリックします。



ログイン後、供託申請メニューが表示されますので、手続名『供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】』を選択します。

※ 前回の申請情報を再利用する場合は、『処理状況を確認する』をクリックし、『再利用』をクリックしてください。

※ 3か月以内のものについて再利用することが可能です。



申請情報の入力画面が表示されますので、必要事項を入力します。

① 供託所の表示

『供託所選択』をクリックすると、選択画面が表示されます。
都道府県選択から『岐阜』を選択し、供託所選択から申請先の法務局を選択してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		岐阜地方法務局	供託所選択
② 供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲斐市西町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲斐商事株式会社	
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	代表取締役 甲斐太郎	
	会社法人等番号（供託者）	1234 - 01 - 789012 ※ 資格証書の発行について	
会社法人等番号（代理人）	- - - - - ※ 資格証書の発行について		
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲斐市西町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野次郎の相続人	

② 供託者の住所・氏名

※ 申請者情報として登録した住所・氏名が初期表示されますので、必要に応じて修正してください。

【住所又は法人所在地】

供託者の住所又は法人所在地を省略せずに入力してください。

登記されている会社・法人の場合は、登記上の所在地を入力してください。

【氏名又は法人名】

供託者の氏名又は法人名を入力してください。

法人種別は「株式会社」「有限会社」等のように省略せずに入力してください。

登記されている会社・法人の場合は、登記上の会社・法人名を入力してください。

例 × 「甲斐商事（株）」
○ 「甲斐商事株式会社」

【代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）】

法人代表者の資格及び氏名を入力してください。

登記されている会社・法人の場合は、登記上の資格及び氏名を入力してください。

例 × 「社長 甲斐太郎」
○ 「代表取締役 甲斐太郎」

【会社法人等番号】

登記されている会社・法人の場合は、会社法人等番号を入力してください。

会社法人等番号の確認方法

法務局が発行した証明書を持っている場合

法務局が発行した証明書に記載されている「**会社法人等番号**」欄の**12桁の数字**を入力してください。

次に掲げる証明書をお持ちの場合

- 登記事項証明書
(履歴事項証明書・現在事項証明書)
- 代表者事項証明書
- 印鑑証明書

現在事項証明書

履歴事項証明書

会社法人等番号	0000-01-000000
商号	〇〇〇株式会社
本店	〇〇〇〇〇

代表者事項証明書

会社法人等番号 0000-01-000000

商号 〇〇〇株式会社

本店 〇〇〇〇〇

印鑑証明書

会社法人等番号 0000-01-000000

商号 〇〇〇株式会社

本店 〇〇〇〇〇

法務局が発行した証明書を持っていない場合

国税庁の「法人番号公表サイト」で法人番号（**13桁の数字**）を確認し、確認した法人番号の**2文字目以降の12桁の数字**を入力してください。

step 1 国税庁ホームページから法人番号公表サイトにアクセス

step 2 「法人の商号・所在地などから法人番号を調べる」方法を利用して検索

※ 商号・名称は、前方一致検索・一部一致検索が可能です。

step 3 「検索結果一覧」又は「履歴等」の詳細情報ページに掲載されている法人番号の2文字目以降の12桁の数字を確認

法人番号公表サイト

検索結果一覧

法人番号	商号又は名称	所在地	業種	業種別
0000001000000	〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇〇	製造業	製造業
0000001000000	〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇〇	製造業	製造業
0000001000000	〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇〇	製造業	製造業

法人番号
0000001000000
2文字目以降の12桁の数字を入力

詳細情報ページ

〇〇〇株式会社の情報

最新情報

法人番号
0000001000000

商号又は名称
〇〇〇株式会社

③	被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地 甲県乙市丙町二丁目2番2号
	氏名又は法人名	乙野次郎の相続人
法令条項 民法第494条		
④-1	契約内容	貸借の目的物 甲県乙市丙町一丁目1番地 木造瓦ぶき二階建て倉庫1棟 床面積 50.30平方メートル
		賃料 月50000円
		支払日 毎月末日まで
		支払場所 ☒ 被供託者住所 ☐ 供託者住所 ☐ その他()
④-2	供託する賃料	平成23年11月分
④-3	供託の事由	☐ 賃貸人が死亡し、その相続人の氏名・住所が不明のため ☐ 受領することができない。 ☐ 受領しないことが明らかである。 ☒ 賃権者を確知できない。
	供託金額	50000円

③ 被供託者の住所・氏名

【住所又は法人所在地】

賃貸人（亡くなられた方）の住所を省略せずに入力してください。

【氏名又は法人名】

賃貸人（亡くなられた方）の氏名を入力し、続けて「の相続人」と入力してください。

例 「乙野次郎の相続人」

④-1 供託の原因たる事実<契約内容>

④-1

賃貸借契約書に基づき契約内容を入力してください。

【賃借の目的物】

賃借している対象土地・建物の情報（所在地、構造、面積等）を入力します。

入力する情報は、賃借物を特定できる内容を入力する必要があります。おおむね次の情報を入力してください。

＜土地の場合＞ 所在地
地目（宅地、田、畑、雑種地など土地の種類）
地積（面積）

＜建物の場合＞ 所在地
構造
床面積

【賃料】

賃料額を入力します。

月払いの場合は、賃料額の前に「月」を入れてください。
年払いの場合は、賃料額の前に「年」を入れてください。

例 「月50000円」
「年300000円」

【支払日】

賃料の支払期限を入力します。

【支払場所】

賃料の支払場所について、該当するものをチェックします。

④-2 供託の原因たる事実<供託する賃料>

④-2

今回供託する賃料がいつの分の賃料であるかを半角英数文字で入力します。

例 「令和4年12月分」

④-3 供託の原因たる事実<供託の事由>

④-3

「賃貸人が死亡し、その相続人の氏名・住所が不明」と入力した上、「賃権者を確知できない。」にチェックします。

※ 入力内容が不明の場合は、賃貸借契約等契約内容が分かるものをお手元に御準備の上、申請先の法務局（最終ページ参照）にお問い合わせください。

※ 例
＜土地＞ 甲県乙市丙町一丁目1番2
宅地 150.00平方メートル
＜建物＞ 甲県乙市丙町一丁目1番地
木造瓦ぶき二階建て倉庫1棟
1階100平方メートル
2階100平方メートル

⑤ 供託金額 50000 円

⑥ 送付する添付書面あり

⑦ 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。

⑧ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

⑨ 連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)

氏名 甲山太郎

連絡先電話番号 12-3456-7890

次へ

⑤ 供託金額

供託する金額を半角英数字で入力してください。
桁区切りのコンマは入力不要です。

⑥ 送付する添付書面

『② 供託者の住所・氏名』の入力において、会社・法人等番号を入力した場合は、**チェック不要**です。

⑦ 会社法人等番号の提示

『② 供託者の住所・氏名』の入力において、会社法人等番号を入力した場合は、自動でチェックされます。

※ **会社法人等番号の提示をしない場合には**、会社・法人の代表者(供託者)に関する**資格証明書(発行から3か月のもの)**を**法務局宛てに郵送する必要があります**。
この場合には、『⑥ 送付する添付書面あり』欄にチェックをしてください。

⑧ 供託書正本の受領方法

手続完了時にお渡しする供託書正本の受け取り方法を選択してください。

受け取りの方法には、法務局の窓口で受け取る方法と郵送で受け取る方法があります。

郵送での受け取りを希望される場合は、送付用の封筒と切手を法務局宛てに送付してください。

⑨ 連絡先情報

申請者情報として登録した氏名及び連絡先電話番号が反映されます。

変更する場合は、申請者情報登録の内容を変更してください。

※ 申請内容等について、法務局から問い合わせる場合の連絡先となる担当者の氏名・連絡先を入力してください。

必要事項を全て入力し終わったら、『次へ』をクリックしてください。

Step 1-2 入力内容の確認

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		岐阜地方法務局	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山商事株式会社	会社法人等番号（供託者） 1234-01-789012 ※資格証明書の省略について
			会社法人等番号（代理）

補正申請として申請する。 補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

連絡先情報

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

確定 戻る（申請書作成）

入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りがないか確認の上、画面下の『**確定**』をクリックしてください。

内容を修正する場合は、『**戻る（申請書作成）**』をクリックしてください。

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード（ソフトウェア）（操作手引書） ご利用環境 お問い合わせ ログアウト

Step1 申請書作成 Step2 納付情報入力 Step3 送信確認 Step4 送信完了

電子納付に関する情報を確認してください。

氏名又は法人団体名（金角カナ24文字以内）
※電子納付を行う際に必要となります。

コウヤマショウジカブシキカイシャ

確定 戻る（申請書作成）

納付情報入力画面が表示されますので、供託者の氏名又は法人名を**全角カナ文字（※）**で入力し、『**確定**』をクリックしてください。

※ 氏名又は法人名に**小文字**が含まれる場合は、**大文字に変換**した上で入力してください。

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード（ソフトウェア）（操作手引書） ご利用環境 お問い合わせ ログアウト

Step1 申請書作成 Step2 納付情報入力 Step3 送信確認 Step4 送信完了

申請データを送信します。修正したい場合は、『戻る』ボタンをクリックしてください。
※『送信実行』ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】 供託
【手続名】 供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】
【申請書様式】 供託書（金銭供託）（1）地代家賃弁済【かんたん】

送信実行 戻る（納付情報入力）

送信確認画面が表示されますので、表示された内容を確認の上、『**送信実行**』をクリックしてください。

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード（ソフトウェア）（操作手引書） ご利用環境 お問い合わせ ログアウト

Step1 申請書作成 Step2 納付情報入力 Step3 送信確認 Step4 送信完了

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。
該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。
詳細は処理状況照会画面で確認してください。

処理状況を確認する

続けて申請される方は、画面上部のメニューから『供託申請』ボタンをクリックしてください。

以上で申請情報の送信手続は終了です。

※ 送信後、法務局に申請情報が到達しているかどうかは、処理状況確認画面から確認することができます。

処理状況確認画面は、申請情報の送信後に表示される送信完了画面から『**処理状況を確認する**』をクリックするか、又は供託申請メニュー画面から『**処理状況を確認する**』をクリックします。

処理状況の確認方法については、次ページ以降を御覧ください。

③ 処理状況確認

到達確認, 受理決定通知の確認 等

申請情報送信後の進捗状況は「処理状況照会画面」から確認することができます。

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

※ 会社・法人が供託かんたん申請により供託申請等を行うには、資格証明書を供託所の窓口で提出し、又は供託所に送付することが必要となりますので、御注意ください。

手続分類	手続名
供託書	供託（金銭）地代家賃昇降【かんたん】
	供託（金銭）裁判上の保証及び供託書、供託金解放金【かんたん】
	供託（金銭）営業保証【かんたん】
	供託（金銭）給与債権執行【かんたん】
	供託（金銭）その他【かんたん】
	供託（債権関係）裁判上の保証及び供託書、供託金解放金【かんたん】
	供託（債権関係）営業保証【かんたん】
	供託（債権関係）その他【かんたん】
取下書	取下書【かんたん】

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶ 「申請書」の表示
- ▶ 「到達通知」の確認
- ▶ 「お知らせ」の確認
- ▶ 「電子納付情報」の確認

ヘッドメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

供託申請メニュー画面から『**処理状況を確認する**』をクリックします。

Step1 ▼ **Step2** 照会内容確認

処理状況照会

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況確認番号(完全一致) 検索

※ 「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報	供託
供託（金銭）地代家賃昇降【かんたん】	2011112802393001	2011/11/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知 お知らせ 納付	再利用

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

処理状況照会画面が表示され、取得可能な情報がある場合は、取得可能情報欄にアイコンが表示されますので、確認したい情報のアイコンをクリックします。

【到達通知】

申請情報が法務局に到達したことを確認します。

【お知らせ】

受理決定通知書又は補正のお知らせを確認します。

【納 付】

供託金の納付に必要な情報を確認します。

※ 処理状況の表示内容の説明は、「オンライン申請ご利用上の注意」のページに掲載されています。

トップページ	登記・供託オンライン申請システムとは	登記ねっと	供託ねっと	ダウンロード(ソフトウェア)(操作手引書)	オンライン申請ご利用上の注意	FAQお問い合わせ	サイトマップ
トップページ > オンライン申請ご利用上の注意 > 処理状況(供託関係)について							
処理状況(供託関係)について							
供託かんたん申請の処理状況照会画面及び申請用総合ソフトの処理状況表示画面に表示される処理状況は、次のとおりです。							
■ 供託かんたん申請の場合							
処理状況	内容						
到達・受付待ち	申請データが登記・供託オンライン申請システムに到達してから審査の開始を待っている状態						
審査中	審査者が審査を開始した状態～審査完了した状態(納付待ち等が含まれる)						
手続終了	供託所にて供託書正本(書面)を印刷した状態						
	供託所にて却下決定書(書面)を印刷した状態						
	書面による取下申請にて、申請が取り下げられた状態						
	その他申請エラー等で強制終了した手続終了とした状態						
取下完了	供託システムに取下書が到達し、供託システムから、処理状況を「取下完了」に遷移させるよう電文が送信された状態						
失効	納付状況が「納付期限切れ」となり、供託システムから、処理状況を「失効」に遷移させるよう電文が送信された状態						

※ 申請後、法務局から各種のお知らせが送信されると、申請者情報として登録したEメールアドレス宛てにのお知らせが送信された旨のメールが届きます。

受信するメール内容の選択は申請者情報登録画面の「メールの受信内容選択」欄で設定できます。

※ 法務局から送信されるお知らせの確認漏れを防ぐため、「**全てのメールを受信**」に設定することをおすすめします。

メールの受信内容選択

▼ 申請の処理状況に応じてメールでご案内します。受信するメールをチェックしてください。

☐ 全てのメールを受信 (全ての項目がチェックされます。)

☐ 受付のお知らせ

☐ 補正通知発行のお知らせ

☐ 法務局からのお知らせ

☐ 公文書発行のお知らせ

☐ 納付情報のお知らせ

到達確認

Step1 ▼>>> **Step2** 照会内容確認

処理状況照会

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取極可能情報		供託
					到達通知	お知らせ	
供託(金銭) 地代家賃分滞【かんたん】	2011128002393001	2011/11/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付 再利用

[証明書請求メニューへ](#) [供託申請メニューへ](#)

送信した申請情報が法務局に到達していることを確認するには、処理状況照会画面から『**到達通知**』をクリックします。

Step1 >>> **Step2** ▼ 照会内容確認 (到達通知)

問い合わせを行う際にこの申請番号が必要となります。大切に保管してください。

以下の申請・請求に関して到達通知をご確認ください。

<申請・請求情報>	
申請番号	2011128002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金銭) 地代家賃分滞【かんたん】
到達日時	2011年11月28日11時53分
処理状況確認番号	04414398659163516257
コメント	上記のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。

[戻る\(処理状況照会\)](#)

到達通知の内容が表示されますので、申請データが登録されたことを確認してください。

申請情報が法務局に到達した後は、法務局において申請内容の審査が行われます。
申請内容に問題がなければ、審査終了後、法務局から「受理決定通知」がオンラインで送信されますので、それまでの間、しばらくお待ちください。

受理決定通知

Step1 ▼>>> **Step2** 照会内容確認

処理状況照会

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取極可能情報		供託
					到達通知	お知らせ	
供託(金銭) 地代家賃分滞【かんたん】	2011128002393001	2011/11/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付 再利用

[証明書請求メニューへ](#) [供託申請メニューへ](#)

法務局での審査が終了し、申請が受理されると、法務局から「**受理決定通知書**」がオンラインで送信されます。

「受理決定通知書」の受信を確認するには、処理状況照会画面から『**お知らせ**』をクリックしてください。

Step1 >>> **Step2** ▼ 照会内容確認 (お知らせ)

お知らせを表示します。
内容を確認後、「戻る」ボタンをクリックしてください。添付ファイルを取極する場合は「取極」ボタンをクリックしてください。

以下の申請・請求に関してお知らせがありますので、ご確認ください。

<申請・請求情報>	
申請番号	2011128002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金銭) 地代家賃分滞【かんたん】

発行日時	2011年11月28日14時39分
1	供託受理決定通知書 甲山太郎 様 平成23年11月28日付で受理した供託は、当供託所の平成23年度金額0.00246号として受理しました。ついでに、平成23年12月06日までに、登記・供託オンライン申請システムの処理状況表示中の「納付」欄に換えていた通知を参照の上、供託金を電子納付してください。 (金額) 申請番号: 2011128002393001 納付金額(供託金額): 50,000 納付期限: 平成23年12月06日 平成23年11月28日 岐阜地方法務局 供託係 丁野田

[戻る\(処理状況照会\)](#)

照会内容確認(お知らせ)画面が開き、コメント欄に「受理決定通知書」の内容が表示されますので、内容を確認の上、引き続き供託金の納付手続(次ページ参照)に進んでください。

なお、受理決定通知書には供託金の**納付期限**が記載されていますので、期限までに納付手続を完了してください。

④ 封筒・切手の送付

供託書正本を郵送での受け取りを希望された場合は、申請情報を送信後、供託書正本送付用の封筒と切手を法務局宛てに送付します。

※ 供託書送付用封筒は、宛先を記載の上、切手を貼付した状態で法務局に送付してください。

※ 送付用切手の目安は、1申請までは84円(長3封筒の場合)となります。

120円

84円



長3封筒

角2封筒

2023.1 岐阜地方法務局

10

⑤ 供託金の納付

法務局から受理決定通知書が届いたら、供託金の納付手続きをとります。

かんたん申請における供託金の納付は、「電子納付」の方法によって行います。「電子納付」とは、金融機関のATM又はインターネットバンキングを利用した納付方法です。

Step1 処理状況照会

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況照会番号(完全一致) 検索

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報	納付	供託
供託(金銭)・金銭代金交付済【かんたん】	201112002393001	2011/11/28 11:53:23	審査中	半納付	到達通知 お知らせ お知らせ	納付	供託利用

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

「電子納付」を行う際には、納付対象の申請を特定するための番号を、ATMやパソコンに入力します。

納付手续に必要な番号を確認するには、処理状況照会画面から『納付』をクリックしてください。

Step1 処理状況照会

Step2 照会内容確認(電子納付情報表示)

本画面を確認後、インターネットバンキングを利用して電子納付を行う場合は「電子納付」ボタンをクリックしてください。直ちに電子納付を行わない場合は「戻る(処理状況照会)」ボタンをクリックしてください。

※ 電子納付は、この画面の「納付期間最終年月日」までに行ってください。

なお、この画面の「電子納付」ボタンをクリックして電子納付を行う場合、クリック後30分以内にインターネットバンキングへのログインを完了する必要があります。30分を経過した場合には、再度「電子納付」ボタンをクリックしてインターネットバンキングへログインしてください。

<申請・請求情報>	
申請番号	201112002393001
申請者ID (印刷時は出力されません)	houmu001
申請者名	中山太郎
手続名	供託(金銭)・金銭代金交付済【かんたん】

▶インターネットバンキングやペイジーマークのあるATM等を利用して、手数料等の電子納付を行ってください。

発行日時	2011年11月28日14時35分
納付状況	未納付
領収年月日	
収納機関番号	00100
納付番号	1317188279390116
確認番号	288220
納付額	50,000円
納付期間最終年月日	2011年12月5日

インターネットバンキングやペイジーマークのあるATM等を利用して、手数料等の電子納付を行ってください。

電子納付
(金融機関種別選択画面にリンクします)

「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は「ポップアップブロック機能の設定」をお試しください。

※ペイジーを利用してATM等で納付手続きを実施する場合は左記の情報、必要となります。

戻る(処理状況照会)

照会内容確認(電子納付情報表示)画面が表示されますので、内容を確認の上、ATM又はインターネットバンキングを利用して納付手続きをとってください。

※ ATM又はインターネットバンキングは、Pay-easy(ペイジー)サービスに対応している必要がありますので、ご注意ください。



※ 電子納付には納付期限(納付期間最終年月日)が設定されていますので、期限までに納付手続きを終えてください。

※ 納付期限を過ぎると供託の申請は失効しますので、御注意ください。

インターネットバンキングを利用する場合

※ 御利用口座金融機関のインターネットバンキングを利用する方法には、次の2通りの方法があります。
いずれかの方法を選択して、納付手続きを行ってください。

① 供託かんたん申請サイトから直接納付を行う方法

上記の電子納付情報表示画面から、『電子納付』をクリックします。「e-Gov」サイトが別ウィンドウで開きますので、御利用金融機関を選択し、その後は画面の指示に従って納付手続きを完了してください。

② 金融機関のサイトから納付を行う方法

御利用金融機関のサイトにログインし、取引メニューから「税金・各種料金払込み」等(※)を選択してください。その後は、画面の指示に従い、上記の電子納付情報表示画面で確認した「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力し、納付手続きを完了してください。

※ メニュー名は金融機関によって異なります。

※ インターネットバンキングの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

※ インターネットバンキングを利用するためには、御利用金融機関へのお申込みが必要です。

※ 一部の国庫金取扱いのない金融機関のインターネットバンキングは、ペイジーに対応していても供託金の納付には対応していない場合(主にネット銀行等)がありますので、御注意ください。

ATMを利用する場合

※ ATMに「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力する必要があります。

このため、ATMを利用する際には、上記の電子納付情報表示画面を印刷するなどして、これらの番号をお手元に用意した上で、手続きを行ってください。

※ ATMで電子納付を行うにはATMが「ペイジー」サービスに対応している必要があります。金融機関によってはATMが「ペイジー」サービスに対応していない場合がありますので、事前に、対応の有無を御利用金融機関に確認してください。

※ ATMの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

<ゆうちょ銀行 ATMの画面例>

Pay-easy対応ATM一覧



ご希望のお取引を選択してください

お預入れ	お引出し
通帳記入	残高照会
ご送金	定額・定期お預入れ
増記番号・引出し上取額変更	料金払込 (ペイジー)
クレジットカード 簡易保険・生命保険	English Guide

⑥ 供託書正本の受領

供託金の納付手続が完了すると、納付手続完了の通知が、自動的に法務局へ送信されます。
通知を確認した法務局では、申請情報作成の際に選択された受領方法に基づき、供託書正本を交付します。

郵送で受領する場合

- ※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、法務局において供託金の納付が確認でき次第、供託書正本を発送します。
- ※ 正本送付用の封筒及び切手を、法務局に送付する必要があります。

法務局に来庁して窓口で受領する場合

- ※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」を選択した場合は、供託金の納付手続完了後、法務局へお越しください。
- ※ **来庁される際には、本人確認のため、「申請番号」と「申請者名」が記載された書面**（受理決定通知書画面等を印刷したもの）をお持ちください。

⑦ その他（補正連絡）

法務局での審査の結果、申請内容等に補正が必要な場合は、法務局から補正のお知らせがオンラインで送信されます。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報	供託
供託（金銭）地代家賃滞滞【かんたん】	2011128002393001	2011/11/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知 お知らせ 納付	再利用

補正が必要な内容を確認するには、処理状況照会画面から『**お知らせ**』をクリックしてください。

申請番号	申請者ID	申請者名	手続名
2011128002393001	houmu001	甲山太郎	供託（金銭）地代家賃滞滞【かんたん】

以下の申請・請求に関してお知らせがありますので、ご確認ください。

●●を補正してください。（平成23年12月5日）
※補正を行う場合は、申請情報の末尾の「補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。

照会内容確認（お知らせ）画面が開き、コメント欄に補正が必要な内容が表示されますので、内容を確認してください。

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

氏名 甲山太郎
連絡先電話番号 12-3456-7890

申請情報の内容を修正する必要がある場合は、当初の申請情報を再利用します。

申請情報の再利用方法は、「② 申請情報の作成」（4ページ）を参照してください。

補正した申請情報を送信する際には、申請情報入力画面の下部にある「**補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。**」にチェックし、「**補正対象申請番号**」欄に補正の対象となる申請の「**申請番号**」を忘れずに入力してください。

※ 申請番号は処理状況照会画面等で確認することができます。



供託かんたん申請 お問い合わせ先

供託の申請内容に関するお問い合わせ

供託の申請内容については、申請先の法務局へお問い合わせください。

- 申請内容・方法の事前相談
- 申請書への入力内容や書き方が分からない等

岐阜地方法務局供託課

〒500-8729 岐阜市金竜町5-13

電話 058-245-3181

FAX 058-245-3118

岐阜地方法務局八幡支局

〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2

電話 0575-67-1411

岐阜地方法務局大垣支局

〒503-0888 大垣市丸の内1-19

電話 0584-78-3347

岐阜地方法務局美濃加茂支局

〒505-0027 美濃加茂市本郷町7-4-16

電話 0574-25-2400

岐阜地方法務局多治見支局

〒507-0041 多治見市太平町5-33

電話 0572-22-1002

岐阜地方法務局中津川支局

〒508-0045 中津川市かやの木町4-3

電話 0573-66-1554

岐阜地方法務局高山支局

〒506-0053 高山市昭和町2-220

電話 0577-32-0915

システムの操作に関するお問い合わせ

かんたん申請の**入力・操作方法**については、**サポートデスク**にお問い合わせください。

- システムにログインができない
- かんたん申請の流れを教えてください
- 納付方法が分からない等

登記・供託オンライン申請システム 操作サポートデスク

＜お問い合わせ時間＞

月曜日から金曜日まで
8時30分から19時00分まで

＜お問い合わせ電話番号＞

050ビジネスダイヤル

050-3786-5797

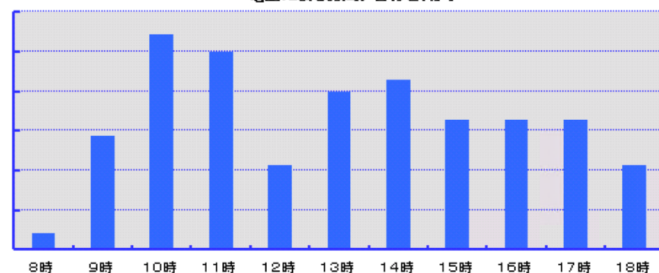
050ビジネスダイヤルを御利用いただけない場合 (IP電話番号)

050-3822-2811

又は

050-3822-2812

電話によるお問い合わせ傾向



※ 電話によるお問い合わせは、10時台、11時台の時間帯は、つながりにくくなっています。あらかじめ御了承ください。

